

# 訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

## 介護保険の方

### 居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回 (2-9人)

342単位/回 (10人以上)

1単位=10円 10単位=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

## 医療保険の方

### 在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回 (2-9人)

290点/回 (10人以上)

1点=10円 10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

# すこやか薬局 大北店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局大北店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局大北店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局大北店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 大北店
- 2 所在地 沖縄県名護市大北1丁目2番36号  
TEL 0980-51-0117  
FAX 0980-51-0116

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～金 9：00～17：00 土 9：00～12：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：土曜日午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-1949-2726

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

### 第15条

名護市、恩納村、宜野座村、本部町、今帰仁村の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成18年 4月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年 5月16日改定

平成28年 10月1日改定

平成29年 1月5日改定

令和元年 7月1日改定

令和5年6月28日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 よみたん店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局よみたん店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局よみたん店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局よみたん店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 よみたん店
- 2 所在地 沖縄県中頭郡読谷村字都屋167番地2の1  
TEL 098-956-1093  
FAX 098-956-5093

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・木・金 9：00～18：00 水・土 9：00～12：30

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：水・土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1 利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

利用者及び家族からの虐待に関する相談や、利用者からの市町村への虐待の届出について、適切に対応すること。また、事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現

に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報をおこない、市町村からの調査等の協力するよう努める。

(苦情処理)

**第13条** 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

**第14条** 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

**第15条** 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6861-0315

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

**第16条**

読谷村 嘉手納町 北谷町 沖縄市 の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

**第17条**

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得おくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成21年 5月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年 5月16日改定

令和2年7月1日改定

令和6年3月31日改定

令和6年9月16日改定

# すこやか薬局 みどり町店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局みどり町店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局みどり町店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局みどり町店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 みどり町店
- 2 所在地 沖縄県うるま市みどり町4丁目19番15号  
TEL 098-974-4350  
FAX 098-974-4605

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・水・金 9：00～18：00 土 9：00～17：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：木曜日、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2751-5865

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

#### 第15条

うるま市 沖縄市 嘉手納町 北谷町 読谷村 北中城の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成24年 7月 2日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年 5月16日改定

平成28年10月16日改定

平成30年 10月16日改定

令和元年 9月 7日改定

令和3年 10月 1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 具志川店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局具志川店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局具志川店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局具志川店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 具志川店
- 2 所在地 沖縄県うるま市字宮里261番16号  
TEL 098-989-1093  
FAX 098-989-0493

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～金 8：30～18：00 土 9：00～13：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6857-6784

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

### 第15条

うるま市 沖縄市 嘉手納町 北谷町 読谷村 北中城村の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成21年 8月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成28年4月 1日改定

平成28年5月16日改定

平成29年7月1日改定

令和3年2月1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 喜屋武店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局喜屋武店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局喜屋武店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局喜屋武店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 喜屋武店
- 2 所在地 沖縄県うるま市喜屋武546-1  
TEL 098-923-1189  
FAX 098-974-8622

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月火水金 8：30～18：00 木 8：30～17：30  
土 8：30～12：30

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理指導計画）にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。
- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等（要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

（利用料等）

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

（衛生管理等）

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（苦情処理）

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

（事故処理）

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（緊急時の対応等）

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6858-0139

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

第15条

うるま市 沖縄市 嘉手納町 北谷町 読谷村の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成26年12月1日施行する。

平成27年 8月 1日改定

平成28年 5月16日改定

平成29年 12月16日改定

令和3年 7月1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 与勝店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局与勝店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局与勝店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局与勝店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 与勝店
- 2 所在地 沖縄県うるま市勝連南風原3577-1  
TEL 098-987-8080  
FAX 098-987-8088

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～金 9：00～17：30  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。
- 2 定休日：土曜日、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2751-5865

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

#### 第15条

沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村 中城村 宜野湾市 嘉手納町の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成28年 12月 1日施行する。

平成30年10月16日改定

令和 4年 1月 8日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 知花店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局知花店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局知花店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局知花店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 知花店
- 2 所在地 沖縄県沖縄市知花6丁目38番5号  
TEL 098-921-4076  
FAX 098-921-2630
- 3 開設者 株式会社薬正堂  
沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・木・金 9：00～18：00 水 9：00～17：00 土 9：00～13：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2783-6071

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

#### 第15条

沖縄市 うるま市 北谷町 嘉手納町 読谷村 北中城村 宜野湾市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は令和6年 4月 1日施行する。

# すこやか薬局 登川店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局登川店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局登川店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局登川店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 登川店
- 2 所在地 沖縄県沖縄市字登川495-1  
TEL 098-923-1320  
FAX 098-934-1233

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～金 8：30～18：00 土 8：30～13：00  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2780-3188

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

#### 第15条

沖縄市 うるま市 北谷町 嘉手納町 読谷村 北中城村 宜野湾市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成28年10月1日施行する。

令和2年6月16日改定

令和3年11月1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 登川北店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局登川北店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局登川北店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局登川北店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 登川北店
- 2 所在地 沖縄県沖縄市字登川1204番地1  
TEL 098-979-5555  
FAX 098-979-5579
- 3 開設者 株式会社薬正堂  
沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・水・金・土 9：00～17：00  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。
- 2 定休日：木曜日、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日、旧暦7月15日(ウークイ)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1 利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者設置

利用者及び家族からの虐待に関する相談や、利用者からの市町村への虐待の届出について、適切に対応すること。また、事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報をおこない、市町村からの調査等の協力するよう努める。

(苦情処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第14条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第15条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2780-3188

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

第16条

沖縄市 うるま市 北谷町 嘉手納町 読谷村 北中城村 宜野湾市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

第17条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は令和6年10月1日施行する。

# すこやか薬局 中頭店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局中頭店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局中頭店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局中頭店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 中頭店
- 2 所在地 沖縄県沖縄市知花6丁目25番11号 1F  
TEL 098-939-9923  
FAX 098-939-9928

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・木・金 9：00～18：00 水 9：00～17：00 土 9：00～13：00  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6858-0139

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

### 第15条

沖縄市 うるま市 北谷町 嘉手納町 読谷村 北中城村 宜野湾市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成18年 4月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年5月28日改定

平成28年7月1日改定

令和3年3月1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 美里店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局美里店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局美里店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局美里店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 美里店
- 2 所在地 沖縄県沖縄市美原4丁目1番28号  
TEL 098-921-4594  
FAX 098-921-4597

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・水・金 9：00～18：00 木・土 9：00～17：00  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2780-3188

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

#### 第15条

沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村 嘉手納町 読谷村 宜野湾市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成18年 4月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年 5月 16日改定

平成 28 年 10 月 1 日改定

令和元年9月 7日改定

令和 5 年 1 月 26 日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 ももやま店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局ももやま店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局ももやま店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局ももやま店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 ももやま店
- 2 所在地 沖縄県沖縄市南桃原3丁目36番11号  
TEL 098-933-6070  
FAX 098-933-6355

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・水・金 9：00～18：00 木 9：00～12：30  
土 9：00～17：30

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：木曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理指導計画）にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。
- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等（要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

（利用料等）

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

（衛生管理等）

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（苦情処理）

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

（事故処理）

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（緊急時の対応等）

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2784-0587

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

第15条

沖縄市 北谷町 北中城村 うるま市 嘉手納町 読谷村の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成18年 4月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

令和4年 1月 1日改定

令和6年 3月31日改定

# すこやか薬局 あげだ店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局あげだ店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局あげだ店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局あげだ店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 あげだ店
- 2 所在地 沖縄県沖縄市安慶田3丁目11の33番地 中頭商事ビル103号  
TEL 098-923-2802  
FAX 098-923-2760

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・水・金 9：00～18：00 木 9：00～17：00  
土 9：00～12：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理指導計画）にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。
- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等（要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

（利用料等）

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

（衛生管理等）

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（苦情処理）

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

（事故処理）

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（緊急時の対応等）

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6861-0316

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

第15条

うるま市 沖縄市 嘉手納町 北谷町 読谷村の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成30年 4月 1日施行する。

令和元年5月1日改定

令和4年8月25日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 高原店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局高原店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局高原店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局高原店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 高原店
- 2 所在地 沖縄県沖縄市高原5丁目17番1号  
TEL 098-982-1500  
FAX 098-982-1665
- 3 開設者 株式会社薬正堂  
沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～土曜日 8：30～18：00
- 2 定休日：日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に

資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるため、次の各号に挙げる措置を講じる。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1 利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

利用者及び家族からの虐待に関する相談や、利用者からの市町村への虐待の届出について、適切に対応すること。また、事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通

報をおこない、市町村からの調査等の協力するよう努める。

(苦情処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第14条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第15条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6861-0316

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

第16条

うるま市 沖縄市 嘉手納町 北谷町 の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

第17条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は令和6年4月1日施行する。

令和6年10月1日改定

令和7年1月1日改定

# すこやか薬局 泡瀬店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局泡瀬店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局泡瀬店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局泡瀬店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 泡瀬店
- 2 所在地 沖縄県沖縄市泡瀬4丁目38番19号  
TEL 098-938-3999  
FAX 098-934-8212

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・水・金・土 9:00～18:00 木 9:00～17:00  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。
- 2 定休日：日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2783-6071

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

#### 第15条

沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 北中城村 中城村の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成18年 4月1日施行する。

平成25年12月1日改定

平成27年 8月1日改定

令和元年11月 7日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 泡瀬東店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局泡瀬東店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局泡瀬東店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局泡瀬東店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 泡瀬東店
- 2 所在地 沖縄県沖縄市泡瀬2丁目54番4号  
TEL 098-989-4093  
FAX 098-939-5093

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月火水金 8：30～17：30 木8：30～16：30 土 8：30～17：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2783-6071

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

### 第15条

沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村 中城村 宜野湾市 嘉手納町の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成24年 6月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

令和 3年 4月 1日改定

令和3年10月28日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 北谷店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局北谷店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局北谷店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局北谷店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 北谷店
- 2 所在地 沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭629番地の2  
TEL 098-926-3399  
FAX 098-926-3400

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・水・金・土 9：00～18：00 木 9：00～17：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2784-0587

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

### 第15条

北谷町 嘉手納町 沖縄市 うるま市 読谷村 北中城 宜野湾市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成18年 8月 1日施行する。

平成25年12月1日改定

平成27年 8月1日改定

平成28年 12月1日改定

平成30年1月25日改定

令和元年5月 1日改定

令和2年6月25日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 伊平店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局伊平店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局伊平店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局伊平店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 伊平店
- 2 所在地 沖縄県中頭郡北谷町伊平二丁目2番10号  
TEL 098-936-3093  
FAX 098-936-0940

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・水・金 9：00～18：00  
土 9：00～17：30 日 9：00～12：30  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。
- 2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理指導計画）にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。
- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等（要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

（利用料等）

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

（衛生管理等）

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（苦情処理）

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

（事故処理）

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（緊急時の対応等）

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2784-0587

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

第15条

北谷町 嘉手納町 沖縄市 宜野湾市 北中城村の区域の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成26年 8月 1日施行する。

平成27年 8月 1日改定

平成28年 5月16日改定

平成28年 9月20日改定

令和元年 7月 1日改定

令和元年 10月 1日改定

令和4年 10月 1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 桑江店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局桑江店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局桑江店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局桑江店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 桑江店
- 2 所在地 沖縄県中頭郡北谷町桑江1丁目5番3号  
TEL 098-936-0121  
FAX 098-936-0131
- 3 開設者 株式会社薬正堂  
沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・木・金 9:00～18:00 水・土 8:30～13:00  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。
- 2 定休日：水・土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急連絡先：098-936-0121

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

#### 第15条

北谷町 嘉手納町 沖縄市 宜野湾市 北中城村の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は令和6年3月31日施行する。

# すこやか薬局 ライカム店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局ライカム店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局ライカム店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局ライカム店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 ライカム店
- 2 所在地 沖縄県中頭郡北中城村字比嘉494番地1  
TEL 098-923-2234  
FAX 098-933-7132

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～金 9：00～18：00 土 9：00～13：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6861-0316

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

### 第15条

沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村 中城村 宜野湾市 嘉手納町の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成28年 4月 1日施行する。

平成28年 5月16日改定

平成29年 4月16日改定

平成31年 1月1日改定

令和2年2月1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 西普天間店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局西普天間店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局西普天間店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局西普天間店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

- 2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 西普天間店
- 2 所在地 沖縄県宜野湾市字安仁屋409番地1  
TEL 098-894-3701  
FAX 098-894-3703
- 3 開設者 株式会社薬正堂  
沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～金 8：30～18：00  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。
- 2 定休日：土曜日、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1 利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者設置

利用者及び家族からの虐待に関する相談や、利用者からの市町村への虐待の届出について、適切に対応すること。また、事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報をおこない、市町村からの調査等の協力するよう努める。

(苦情処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第14条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第15条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6859-3030

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

第16条

宜野湾市 中城村 北中城村 沖縄市 北谷町 浦添市 那覇市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

第17条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は令和7年1月1日施行する。

# すこやか薬局 野嵩店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局野嵩店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局野嵩店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局野嵩店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 野嵩店
- 2 所在地 沖縄県宜野湾市野嵩1丁目10番11号  
TEL 098-893-4093  
FAX 098-893-4113
- 3 開設者 株式会社薬正堂  
沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・木・金 9：00～18：00  
水 9：00～17：00 土 8：30～12：30  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理指導計画）にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。
- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等（要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

（利用料等）

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

（衛生管理等）

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第11条 感染症や非常災害の発生時において、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1 利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待防止）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

利用者及び家族からの虐待に関する相談や、利用者からの市町村への虐待の届出について、適切に対応

すること。また、事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報をおこない、市町村からの調査等の協力するよう努める。

(苦情処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第14条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第15条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-6499-4093

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

第16条

宜野湾市 中城村 北中城村 沖縄市 うるま市 北谷町 浦添市 那覇市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

第17条

- 1 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成18年 4月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年 5月16日改定

平成29年 12月16日改定

令和3年 5月 1日改定

令和6年 3月31日改定

令和6年 7月1日改定

令和6年11月 2日改定

# すこやか薬局 宇地泊店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局宇地泊店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局宇地泊店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局宇地泊店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 宇地泊店
- 2 所在地 沖縄県宜野湾市宇地泊3丁目10番15号  
TEL 098-870-9990  
FAX 098-870-9989

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・水・金・土 9：00～18：00 木9：00～17：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2780-3162

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

### 第15条

宜野湾市 浦添市 北谷町 那覇市 西原町 中城村 北中城村 沖縄市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成18年11月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年 5月16日改定

平成30年7月26日改定

平成30年10月1日改定

令和5年2月25日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 牧港店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局牧港店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局牧港店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局牧港店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 牧港店
- 2 所在地 沖縄県浦添市牧港4丁目2番17号 101  
TEL 098-870-8558  
FAX 098-870-8559

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月火木金 9:00～18:30 水 9:00～17:00 土 9:00～17:30

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6861-0318

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

### 第15条

宜野湾市 浦添市 北谷町 那覇市 西原町 中城村 北中城村 沖縄市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成18年 4月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成28年4月1日改定

平成28年4月25日改定

平成28年6月1日改定

令和2年1月1日改定

令和6年3月31日改定

変更後

**すこやか薬局 宮城店**  
**居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程**

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局宮城店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局宮城店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局宮城店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 宮城店
- 2 所在地 沖縄県浦添市宮城4丁目6番1号  
TEL 098-879-9820  
FAX 098-879-9821

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～土 9：00～18：00  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。
- 2 定休日：日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6861-0319

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

### 第15条

宜野湾市 浦添市 北谷町 那覇市 西原町 中城村 北中城村 沖縄市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成18年 11月1日施行する。

平成25年12月1日改定

平成27年 8月1日改定

平成28年 5月16日改定

平成30年9月1日改定

平成31年1月1日改定

令和 3年 8月1日改定

令和 6年 3月31日改定

# すこやか薬局 かけぼく店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局かけぼく店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局かけぼく店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局かけぼく店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

- 2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 かけぼく店
- 2 所在地 中頭郡西原町字掛保久287番地  
TEL 098-946-1093  
FAX 098-946-4093
- 3 開設者 株式会社薬正堂  
沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～金 9：00～18：00 土 9：00～12：30  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6859-3030

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

#### 第15条

西原町 宜野湾市 与那原町 中城村 那覇市 浦添市 南風原町の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は令和6年 3月 31日施行する。

# すこやか薬局 おもろまち店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局おもろまち店が実施する指定居宅療養管理指導または、

介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局おもろまち店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局おもろまち店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当っては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 おもろまち店
- 2 所在地 沖縄県那覇市銘苅3丁目22番33号  
TEL 098-860-8051  
FAX 098-860-8052

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・水・金 9：00～18：00 木 9：00～13：00 土 9：00～16：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：木曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理指導計画）にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。
- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等（要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

（利用料等）

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

（衛生管理等）

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（苦情処理）

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

（事故処理）

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（緊急時の対応等）

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2751-0892

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

第15条

那覇市 浦添市 豊見城市 南風原町 西原町 宜野湾市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成19年 2月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年 1月21日改定

平成28年 6月 1日改定

平成30年 6月28日改定

令和 5年 3月 1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 新都心店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局新都心店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局新都心店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局新都心店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 新都心店
- 2 所在地 沖縄県那覇市銘苅2丁目2番1号  
TEL 098-861-4093  
FAX 098-861-2093

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～金 9：00～18：00 土 9：00～12：30

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-2751-0892

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

### 第15条

那覇市 浦添市 豊見城市 南風原町 西原町 宜野湾市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成23年 7月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年 5月16日改定

平成29年 4月16日改定

令和2年8月1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 久米店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局久米店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局久米店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局久米店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 久米店
- 2 所在地 沖縄県那覇市久米2丁目10番1号 シャトレブランシェ102号室  
TEL 098-864-1093  
FAX 098-866-8360

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・水・金 8：30～17：30 木 8：30～16：30  
土8：30～12：30

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理指導計画）にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。
- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等（要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

（利用料等）

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

（衛生管理等）

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（苦情処理）

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

（事故処理）

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（緊急時の対応等）

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6861-3002

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

第15条

那覇市 豊見城市 浦添市 糸満市 南風原町 南城市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成25年 1月 4日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年 5月16日改定

平成28年9月 1日改定

平成 30年 12月 25日改定

平成 31年 1月 1日改定

令和 3年 2月 1日改定

令和 5年 6月 29日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 松川店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局松川店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局松川店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局松川店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 松川店
- 2 所在地 沖縄県那覇市松川407-1 SetBビル2F  
TEL 098-894-7013  
FAX 098-894-8072

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～土 9：00～17：30  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。
- 2 定休日：日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6857-5353

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

#### 第15条

那覇市 浦添市 豊見城市 南城市 宜野湾市 与那原町 西原町 中城村の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成30年 12月 1日施行する。

平成31年 1月1日改定

令和2年8月1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 松島店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局松島店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局松島店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局松島店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 松島店
- 2 所在地 沖縄県那覇市松島2丁目1番14号 NFレジデンス松島 2階  
TEL 098-917-5093  
FAX 098-884-8093

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～金 9：00～18：00 土 9：00～13：00  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-6492-8615

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

### 第15条

那覇市 浦添市 豊見城市 南城市 宜野湾市 与那原町 西原町 中城村の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成27年 5月 1日施行する。

平成27年 8月 1日改定

平成28年 5月16日改定

平成29年 9月 4日改定

令和元年 7月 1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 新川店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局新川店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局新川店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局新川店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 新川店
- 2 所在地 沖縄県南風原町字新川101-3  
TEL 098-882-7111  
FAX 098-882-7112

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～金 9：00～18：30 土 9：00～12：00  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-9248-4369

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

#### 第15条

南風原町 那覇市 西原町 与那原町 南城市 八重瀬町 浦添市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成18年 4月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年 6月 1日改定

平成29年 6月 1日改定

令和3年 9月 1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 与儀店 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局与儀店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局与儀店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局与儀店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 与儀店
- 2 所在地 沖縄県那覇市国場707 パラシオン国場1階  
TEL 098-831-9671  
FAX 098-836-5887

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月火水金土 9：00～18：00  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。
- 2 定休日：木曜日、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6857-5353

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

### 第15条

那覇市 浦添市 豊見城市 南風原町 西原町 宜野湾市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成28年 4月 1日施行する。

平成28年 5月16日改定

平成29年 4月16日改定

令和 2年 6月 1日改定

令和 2年11月 5日改定

令和 3年 6月 1日改定

令和 6年 3月31日改定

# すこやか薬局 沖赤店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局沖赤店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局沖赤店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局沖赤店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 沖赤店
- 2 所在地 沖縄県那覇市与儀1丁目4番3号  
TEL 098-987-4093  
FAX 098-987-4094

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～金 9：00～18：00  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。
- 2 定休日：土曜日、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6861-3002

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

#### 第15条

那覇市 浦添市 豊見城市 南風原町 西原町 宜野湾市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成22年 7月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年 5月16日改定

平成31年 4月 1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 みやぐすく店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局みやぐすく店が実施する指定居宅療養管理指導または、

介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局みやぐすく店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局みやぐすく店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当っては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 みやぐすく店
- 2 所在地 沖縄県那覇市宮城1丁目18番1号 B1F  
TEL 098-851-7104  
FAX 098-851-7114

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月～金 9：00～18：00 土 9：00～12：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：土曜日午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理指導計画）にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。
- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等（要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

（利用料等）

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

（衛生管理等）

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第11条 感染症や非常災害の発生時において、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1 利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待防止）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

**第13条** 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

**第14条** 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

**第15条** 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6861-3002

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

**第16条**

豊見城市 糸満市 南風原町 浦添市 那覇市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

**第17条**

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成30年 4月 1日施行する。

令和元年 5月 1日改定

令和2年 9月 1日改定

令和3年 10月4日改定

令和6年3月31日改定

令和6年7月1日改定

# すこやか薬局 田原店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局田原店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局田原店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局田原店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 田原店
- 2 所在地 沖縄県那覇市字宇栄原1丁目6番38号  
TEL 098-857-4093  
FAX 098-857-5093

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・水・金 9：00～17：30  
木・土 9：00～12：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：木曜午後、土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理指導計画）にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。
- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等（要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

（利用料等）

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

（衛生管理等）

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（苦情処理）

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

（事故処理）

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（緊急時の対応等）

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6861-3002

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

第15条

那覇市 豊見城市 糸満市 八重瀬町 南城市 南風原町 与那原町の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成24年 1月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年 5月16日改定

平成29年 12月16日改定

令和2年6月15日改定

令和5年4月1日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 小禄店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局小禄店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局小禄店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局小禄店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 小禄店
- 2 所在地 沖縄県那覇市小禄2丁目3番21号  
TEL 098-857-8787  
FAX 098-857-0023

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月、火、木 9：00～18：30 水 9：00～13：00  
金 14：00～18：30 土 8：30～16：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：水曜午後、金曜午前、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理指導計画）にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。
- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等（要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

（利用料等）

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

（衛生管理等）

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（苦情処理）

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

（事故処理）

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（緊急時の対応等）

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：090-6857-5353

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

第15条

那覇市 豊見城市 糸満市 八重瀬町 南城市 南風原町 与那原町の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成28年 4月 1日施行する。

平成28年 5月16日改定

平成29年 4月16日改定

平成31年 1月1日改定

令和2年 11月2日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 南風原北インター店 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局南風原北インター店が実施する指定居宅療養管理指導または、

介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局南風原北インター店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局南風原北インター店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 南風原北インター店
- 2 所在地 沖縄県南風原町字与那覇283番地 102  
TEL 098-996-1377  
FAX 098-996-1029

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・水・金・土 9:00～18:00 木 9:00～17:00  
また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。
- 2 定休日：日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上  
薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。
- 2 常勤の管理者を1名配置する。  
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理指導計画）にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。
- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等（要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

（利用料等）

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

（衛生管理等）

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（苦情処理）

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

（事故処理）

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

**第14条** 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：070-3803-9987

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

**第15条**

南風原町 那覇市 西原町 与那原町 南城市の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

**第16条**

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は令和3年 12月 1日施行する。

令和4年 1月 9日改定

令和5年 4月 16日改定

令和6年 3月31日改定

# すこやか薬局 外間店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局外間店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局外間店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局外間店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 外間店
- 2 所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字外間157-1  
TEL 098-851-4077  
FAX 098-851-4087

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・金 8：30～18：30 火～木 8：30～17：30 土 8：30～12：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：土曜午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第13条 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第14条 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急携帯番号：080-8954-8255

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

#### 第15条

八重瀬町 糸満市 南風原町 豊見城市 那覇市 与那原町 西原町の区域とする。

その他の地域は相談に応じる。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成30年 4月 1日施行する。

平成30年11月16日改定

令和6年3月31日改定

# すこやか薬局 西里店

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 薬正堂が開設するすこやか薬局西里店が実施する指定居宅療養管理指導または、介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、医師又は歯科医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の指定居宅療養管理指導等を必要と認めた要介護者等に対し、すこやか薬局西里店の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 すこやか薬局西里店が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院・来局が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等(要介護者等担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等)、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すこやか薬局 西里店
- 2 所在地 沖縄県宮古島市平良字西里782番地1の2  
TEL 0980-75-0933  
FAX 0980-75-0936

3 開設者 株式会社薬正堂

沖縄県沖縄市字登川448番地1

(営業日及び営業時間、定休日)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・木・金 9：00～18：00 水・土 9：00～13：00

また、台風等の災害が発生した場合は臨時休業する事がある。

- 2 定休日：水・土曜日午後、日曜日、祝日及び12月31日～1月3日

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 薬剤師 1名以上

薬剤師は医師、歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導を行う。

- 2 常勤の管理者を1名配置する。

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(種類)

第7条 薬剤師による指定居宅療養管理指導等とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条 指定居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示にもとづく薬学的管理

指導計画)にもとづき、要介護者等の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 3 居宅介護支援事業所等(要介護者等担当のケアマネジャー=介護支援専門員等)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を文書にて提供する。
- 4 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を文書で行う。
- 5 医師又は歯科医師に対し、指定居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。また、提供した文書は記録をおこない保存する。
- 6 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各要介護者等の負担に応じた額の支払いを同意を得て受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費を徴収する。  
薬局から往復 1キロあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し同意を得てから支払いをから受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

感染症が発生、またはまん延しないよう、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1 利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

**第13条** 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

要介護者等または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

**第14条** 指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

**第15条** 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取る。

緊急連絡先：0980-75-0933

必要に応じ要介護者等の家族、主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(通常の実施地域)

**第16条**

宮古島市の区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

**第17条**

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、要介護者等の個人情報を用いる場合には要介護者等の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社薬正堂本社にて協議し定める。
- 6 適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導等従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成18年 4月 1日施行する。

平成25年12月 1日改定

平成27年12月 1日改定

令和 7年 1月 1日改定